

【別紙5】

日立市スポーツ少年団本部慶弔内規

1 祝い金

(1) 単位団が創立10周年単位で記念の会等があるとき

5,000円

(2) 種目及び単位団によって編成された団体及び個人が全国大会等で優秀な成績をおさめ、祝賀会等があるとき

5,000円

2 死亡弔慰金

(1) 本部長、副本部長及び常任理事本人

香典5,000円・弔電

(2) 種目の活動に多大な功績があった者

香典5,000円・弔電

3 その他

(1) この内規に定めない事由が生じたときは、本部長が決定する。

4 この内規は、平成16年3月26日から実施する。